

『一般財団法人柔道整復師保険療養費審査等受託機構』の設立趣意書

1. はしがき

今日、医療の社会は大きく変貌し、それがますます加速しております。その流れを大きくとらえますと、一方では医療技術等の飛躍的な発展による医療技術・サービスの高度・高額化、他方では生活様式等の変化による日常的な疾病の慢性化・肉体労働から精神労働への変化によるストレスなど原因を特定することが困難な健康障害(不調)を訴える人の増加。それに加えて、人々の生活の質の向上から健康への関心も高まっております。ところで、今日社会は、大量消費による拡大・再生産が経済を成長させ、人々の生活をより豊にするというとらえ方をしております。今日の政治はアベノミクスに象徴されるように成長戦略に向けていろいろな政策が唱えられています。このような社会・経済・政治の今日的現象は健康産業市場の拡大化をもたらしております。健康産業市場はあらゆるものを商品化します。この自己肥大は医療をも商品にしております。歯止めのかからない医療サービス等の商品化の動きは偽装医療行為等の問題にみられるような病理現象を生んでいます。

2. 柔道整復師業務の商品化

柔道整復師業務は人の健康を支える専門職であります。その活動は社会的に見ますと医療そのものであります。しかし、柔道整復術(徒手整復施術)は医師医療と較べると経験的医療の占める割合が多いことから健康産業の波を受けやすく、流れやすいものであります。その結果、徒手整復術の専門性をますます希薄にし、低俗な健康産業に同化されやすいものであります。この同化速度は医師医療とくらべものにならないほどのスピードで進行しています。

3. 柔道整復師業務の今日社会における位置付け

柔道整復師の業務は徒手整復術をその中核とするものであります。それは医師医療を補完する社会的医業であります。多様な医療ないし医的なサービスを持つ今日社会にあって、柔道整復師の地位を強化・伸長することが医師医療と異なる人の健康の保持・増進に関わる医療ないしそれに類似する医的な専門のサービスを提供する事になります。私達は、そのようなことが健康な長寿社会をもたらすものと考えています。また一方、そのことは医療コストの高額・増額傾向を少しでもおさえることにつながります。今日の少子現象の進行は高年齢層の割合を高め、高齢者の生産活動に依存する比率が必然的に多くなります。この点からも現代の人々はますます健康に恵まれ、安心安全の長寿活躍社会を作りあげなければなりません。健康・長寿社会は格差をもたらす高度の成長経済から抑制の利いた生産力をベースとする円熟な人間社会を実現することにあります。

4. 柔道整復師への期待

柔道整復師養成教育は大学教育の一つとして取り入れられ、その発展が大きく期待されています。しかし、柔道整復術である徒手整復術は臨床経験によって発達してきたものであります。したがって、それは日々の臨床経験の中から一つ一つ修得していくものであります。徒手整復術の向上は柔道整復師の社会的評価に直結します。私達は個々の柔道整復師が高い整復術と倫理観を修得する社会的方法について、いくつか検討してきました。ま

た、これからも検討しなければならない課題であります。

5. 柔道整復術の向上を求めて

それぞれの柔道整復師は専門家としての品格を持ち、高い倫理観に裏打ちされた良質の柔道整復術を習得することが大切であります。私達はひとりひとりの柔道整復師が以上のことを習得するひとつの方法として、柔道整復施術料の保険療養費支給手続等の厳格な運用に求めることが必要であると考えています。柔道整復施術料の保険療養費化は施術経験の長短・施術力の高低などにかかわらず一律の取扱いになっております。そのため市場による競争原理が働きにくく、施術力等の向上を期待することができません。

そこで、私達は保険療養費システムのこのような限界を是正するために保険療養費支給の運用にあたって臨床的観点から施術内容等まで踏み込んだ厳格な調査を行うことが大切であると考えます。このことが整復術等の低下をおさえ、徒手整復術の専門技量を保有している柔道整復師の保護・育成を計ることになるものと考えています。

6. 廉価な医療保険システムへの貢献

私達は、以上の観点から被保険者及び保険者と柔道整復師との間に継続的に有効なコミュニケーションの場を設け、三者の協力・信頼関係を構築・増進し、療養費調査・審査・支払いの体制を構築することが大切であると考えております。私達は以上の考えを柔道整復業界に広げるためにできるだけ多くの保険者各位より柔道整復施術療養費の調査・審査・支払い業務を受託させていただけるように努力を重ねることに致します。私達の受託業務が柔道整復術の臨床規律を厳格にし、個々の柔道整復師の施術力と倫理観を高めることの一助になればと考えています。そのことによって、柔道整復業務自体が医師の行う保険医療を補完し、長寿・健康社会の充実に貢献する可能性を広げることになります。柔道整復師が健康産業の拡大現象の中で社会に信頼される専門職としての地位を確保することが日常的な疾患の医療に関し、少しでも多くの選択の幅を提供することになります。人々が健康に恵まれた安心・安全の長寿生活を送り、低経済成長が常態化している中で持続可能な保険医療システムを保持するには、低コストの医療資源が求められます。柔道整復療養もそのひとつであります。柔道整復術は医師医療ではありませんが、地域医療を支える専門職として期待されているものであります。

7. 結論

以上のことから私達は、柔道整復師の社会的・経済的環境の確立が今日以上のものとして整備される事を期待するものであります。その目的の為に「患者と柔道整復師の会」を発展解消し、柔道整復師の業界団体より一歩を出て、社会的基盤を持った公共的組織体として上記の受託業務を公正・厳格に行なう為の事業団として本財団法人（一般法人）を設立する事に致しました。